

令和2年9月28日

関係各位

公益財団法人 愛知県農業振興基金
理事長 鈴木 才将

新型コロナウイルス感染拡大防止のための時差出勤・在宅勤務の継続について

愛知県独自の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は8月24日に解除されましたが、本県内においては、経路不明の感染が依然として一定数発生していることから、「警戒領域」にあるとされています。

政府及び愛知県から事業者へは時差出勤・テレワーク(在宅勤務)等人との接触を低減する取組の要請があることを踏まえ、また、基金職員の通勤途上等における感染機会の低減を図るため、当分の間、時差出勤及び在宅勤務を継続することとしました。

関係の皆様には、事務処理の遅れ等ご迷惑をお掛けすることがないようによう努めますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和2年10月1日(木)から令和2年10月30日(金)まで
(状況に応じて変更する場合があります。)

2 時差出勤・在宅勤務の内容

- (1) 時差出勤：定時9:00～17:10の前後1時間以内の時差出勤
- (2) 在宅勤務：週2日の交代制在宅勤務(原則、毎週月曜全員出勤)

3 その他

在宅勤務においては、個人情報保護等の観点から対応できない事務が一部発生することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上